

訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（択一過去問編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【不登法Ⅳ】

頁数	問題番号	誤	正
12	45-38～ 45-41 (注)	45-38	45-41
		45-39	45-38
		45-40	45-39
		45-41	45-40

(注) 訂正（並び替え）後の問題及び解答

45-38 信託財産が受託者の固有財産となったことによる信託の登記の抹消を申請する場合には、信託財産が受託者の固有財産となった旨の登記の申請と同一の書面によって、その申請をしなければならない。

[16-15オ]

45-39 信託財産を受託者の固有財産とした場合における登記の申請書には、裁判所の許可を証する書面を添付しなければならない。

[7-17エ]

45-40 信託の終了による信託の登記の抹消は、受託者が単独で申請することができる。(判決による登記及び代位による登記については、考慮しないものとする。)

[23-21ウ]

45-41 Aを受託者とする所有権の移転の登記及び信託の登記がされている甲土地について、Aが不動産の売却をその信託の目的とする信託行為に基づき、甲土地をBに対して売却した場合において、AからBへの所有権の移転の登記及び信託の登記の抹消の申請をするときは、信託財産の処分を信託の登記の抹消の登記原因としなければならない。

[30-25ウ]

45-38

○

信託の抹消登記は、権利の移転・消滅・変更の登記と同時にかつ一の申請によることを要し、信託財産が受託者の固有財産となったことによる所有権の変更登記と信託の抹消登記の申請は、同一の書面によりその申請をする。

45-39

×

信託財産の固有財産化は、一定の要件を満たせば認められ（信託3 1 II）、「受託者の固有財産となった旨の登記」は、受益者を登記義務者、受託者を登記権利者として申請し、裁判所の許可は要しない。

45-40

○

信託の登記の抹消は、受託者が単独で申請することができる（104 II）。

45-41

○

信託財産である不動産が第三者に売却され、信託財産でなくなった場合は、当該第三者への所有権移転登記及び信託登記の抹消を申請する。この場合の登記原因は、所有権移転については「年月日売買」とし、信託登記抹消については「信託財産の処分」とする。